

平成30年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 平成30年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成30年11月9日（金）
- 2 時間 午前9時30分から午前11時35分まで
- 3 場所 小金井市本庁舎3階 第一会議室
- 4 議題 (1) 公園等整備基本方針について  
(2) その他
- 5 出席者 (1) 委員  
副会長 宮下 清栄  
委員 竹内 高広  
委員 串田 光弘  
委員 渡辺 栄  
委員 小山 美香  
委員 津々良明石  
委員 矢向 潤  
(2) 事務局  
環境部長 柿崎 健一  
環境政策課長 平野 純也  
環境政策課緑と公園係長 小林 勢  
環境政策課緑と公園係主任 江平 和之  
環境政策課緑と公園係主事 高橋 将来

## 平成30年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

宮下副会長 おはようございます。平成30年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を開会したいと思います。

環境政策課長より、ご挨拶をお願いします。

環境政策課長 では、改めまして、おはようございます。環境政策課長の平野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は大変お忙しい中、緑地保全対策審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回に引き続き、小金井市公園等整備基本方針の策定に当たりまして、審議会委員の皆様さまにさまざまなご意見をいただきたく、お集まりいただきました。

詳しくは、後ほど担当からも説明がございしますが、私どもは小金井市の公園や緑地を将来にわたり、維持・管理していくためには、これまでのやり方には限界が来ていると感じているところでございます。公園施設の老朽化や樹木の巨木化・老木化、公園や緑地の増加に対して、予算も人手も追いついていないというのが現状でございます。

従いまして、小金井市民の貴重な財産である公園等を将来の世代に引き継ぐためには、制度改正を含め、抜本的な見直しを検討する必要があると考えているところでございます。

このたび策定いたします、公園等整備基本方針は、このような課題を解決する上で極めて重要な役割を持つものであることから、審議会の委員の皆様には貴重なご意見をいただきたくと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

宮下副会長 ありがとうございます。

それでは、続いて環境政策課、緑と公園係長から本日の会議の成立について、ご報告をお願いします。

緑と公園係長 改めまして、おはようございます。本日の出席状況を確認させていただきます。9名の委員のうち、7名の委員の出席を得てございますので、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ていますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

宮下副会長　初めに、会長は本日、体調不良ということで、代わりに進行役をさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、本日の案件であります、公園の現状と課題及び公園整備の方向性について説明を受けることとしたいと思います。

事務局からよろしくお願いします。

緑と公園係長　それでは、公園の現状と課題につきまして、基本方針策定委託をお願いしておりますランドブレイン株式会社より説明させていただき、その後、事務局より公園の整備の方向性と今後のワークショップや庁内検討委員会で検討する事項の説明をさせていただきます。

では、ランドブレインさんのほうから説明させていただきます。

ランドブレイン株式会社　ランドブレイン株式会社の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず初めに、A3の資料1と別紙1を同時にご説明差し上げたいと思います。グラフの見にくいところに関しては、前の方のスライドに適宜、表示させていただきますので、ご覧いただければと思います。資料の方が、前回の会議資料とも少し被る部分がございますので、そこは適宜、省略しながらご説明差し上げたいと思います。

初めに、1ページ目ですが、本市の人口ということで、こちらは前回もお示ししたものですけれども、2020年頃をピークに迎えて、その後、減少に転じるという見込みでございます。また、右側、こちらは人口の分布状況ですけれども、武蔵小金井駅北部のあたりが赤くなっていますが、このあたりに人口が集中していることがわかるかと思えます。

その下は、町別の人口の状況をお示ししたグラフになります。黄色い棒グラフが総人口の数ということで、概ね2030年頃にかけてやや増加し、2050年頃にかけて減少に転じるという傾向がどの町も見られますが、東町と貫井南町に関しては、一貫して減少傾向にあることがわかります。青い方の折れ線グラフは、14歳以下の年少人口になりまして、どの町も一貫して減少する傾向にあることがわかります。一方で、緑色の折れ線グラフに関しましては、65歳以上の老年人口と呼ばれる人口ですが、こちらは一貫して増加傾向にあることがわかるかと思えます。

続いて、右側の公園の設置状況の方に移りまして、上のグラフですけれども、公園緑地などの供給面積の推移ということで、ずっと面積自体は増えてきていることがわかるかと思いますが、黄土色の折れ線グラフをご覧になっていただきますと、1カ所あたりの平均面積は徐々に減ってきている傾向にあることがわかるかと思いますが。

右下のグラフの方に移りまして、市民1人当たりの面積と行政区域に占める面積割合ということで、こちらは前回お示ししたのものから少し数値が変わっていますが、前は都立公園の区域の仕方が東京都公園調書に基づいていたものだったので、今回は厳密なところで、野川公園や武蔵野公園もあわせたものになりまして、そうすると、市民1人当たりの面積は7.42平方メートルということになっております。行政区域に占める面積割合も7.94%という数字になっております。

これに加えまして、例えば、大学ですとか寺社境内とかグラウンド等をあわせて追加したものが右下のグラフの右側になりますが、これを加えますと、1人当たり13.29平方メートルと。行政区域に占める面積割合も14.22%にまで増えるということで、市の条例で規定する1人当たりの面積10平方メートルは超えてくる数字になるということがわかるかと思いますが。

続きまして、1枚めくっていただいて、2ページの方をお願いします。今度は、これは公園緑地の位置図をプロットした図になります。概ね青色系の色は市が管理している公園になりますが、濃い色が街区公園とか近隣公園の比較的大きな公園になりまして、薄い水色系の色は児童遊園とか子供広場、小さい公園の位置になります。緑系の色は、緑地ということで、特別緑地保全地区だったり、緑地帯だったりということになります。その他、赤とか茶色、黄色というところの色は、市以外の組織が管理している公園ということで、東京都であったり、あるいは国であったり、住宅公社、都市再生機構といったところが所有している公園ということになります。

続きまして、3ページになります。こちらは前回もお示ししたものですけれども、おさらいということでご紹介させていただきます。公園の利用圏を表示させたものでして、2,500平方メートル以下の小さな公園については半径250メートル、大体徒歩5分圏内を想定したものの、

2,500平方メートル以上の公園に関しては、黄色い円になりますが、半径500メートルを想定した利用圏域で、その他赤い枠は都立公園半径1,000メートルというところで表示させたものになります。こうして見ていただくと、武蔵小金井駅の北部ですとか、東京学芸大学の西側は公園空白地帯が出てきていることがわかるかと思えます。

さらに、もう1枚めくっていただきまして、今度は、市のすぐ外側にある公園、お隣の府中市さんや武蔵野市さんの公園、市外の公園を今度は紫色でプロットしたもので、それぞれの大きさにあわせて青い円や黄色の円で表示させたものになります。こうして見ていただくと、先ほどの図の色が薄かったところで申し上げますと、梶野町の北東部のあたりとかは結構色が薄かったのですが、市のすぐ外側に上水南公園という大きな公園があったりするので、こういったところを小金井市民の方も利用されているということが想像できるかと思えます。ほかにも、南東の方ですと深大寺公園ですとか、南の方ですと新町公園というものがあり、西の方ですとつつじ公園というものがございまして、こういったところもあわせて、小金井市の公園配置とか整備も考えていく必要があるかと思えます。

続きまして、5ページに移らせていただきます。設置されている公園の種類について分析したグラフになります。左上のグラフは、先ほどのプロット図と同じ区分になっていますが、青色系は市が管理する公園、黄色や茶色、赤は市以外が管理する公園で、あとの緑系は緑地ということで分布しているものになります。こうして見ていただくと、数自体は児童遊園とか子供広場、その他の緑地というのが大体どの町も多くなっているかなと思えます。

その下のグラフに移っていただくと、こちらは面積別ですが、水色、青の、500平方メートル以下の公園が多くなっていることがわかるかと思えます。

続いて、右側のほうに移りまして、2-3、開発公園の状況ですけれども、最近10カ年の開発公園の数と、その内訳として、市に帰属している公園と事業者に帰属している公園を示したグラフになります。こちらでも面積別に色分けさせていただいておりまして、濃い黄土色は比較的面積が小さいもので、薄い白色系に近いものは面積が大きいものという

ことで、開発公園の7割近くが100平方メートル未満の小さなものになっている。そのうち、市に帰属するものは100平方メートル以上にはなっていますが、事業者に帰属する公園については、小さい公園が増えてきているのがわかるかと思います。

その下、真ん中2-4、維持管理費について、こちらは前回の資料でもご説明したので簡単に説明しますが、概ね横ばいに推移していますが今後の人口減少や財政縮減に伴い、どうなるかわからないということがあるかと思います。

その下、2-5、公衆トイレですけれども、こちらは市内の公共施設ですとか公園も含めてなんですけど、公衆トイレが設置されている箇所と、水色の円に関しては半径250メートル、徒歩5分圏内ということで、トイレの利用圏を示したものになります。こうして見ていただくと、トイレの分布についても偏りが見られることかがわかるかと思ひまして、例えば、東小金井の北西部ですとか、あとは東京学芸大学の東側のあたりとか、南の前原町のあたりとかに公衆トイレが不足しているのが見てとれるかと思ひます。

では、続きまして、6ページの方に移らせていただきまして、今度は、今ある既存の公園について、いろいろな指標をもとに評価したものと、その結果についてお示ししたものになります。

評価の指標といたしましては、さまざまなものが考えられますが、今回は単純に面積が大きい小さいか、平成27年度の利用実態調査に基づいて、利用者数が実際にいるのかどうかだったり、立地的に近くに学校や保育園があり、子供の利用が想定される公園であったり、あとは集客施設があったり、環境ですとか防災といった機能からも評価させていただきました。

その下、公園別の評価結果ということで、公園別に細かく評価したものになりまして、3-2ですが、左上のほうからご説明させていただきますと、最初に、1日当たりの平均利用者数ということで、こちらは利用実態調査と、利用実態調査のデータがとられていない公園に関しては、面積と利用者数は概ね比例関係にあるところを利用していただきまして、近似式から予想される平均利用者数を算出しております。

その結果、トップの1位から5位を挙げさせていただきましたが、順

番に野川公園、小金井公園、栗山公園、武蔵野公園、浴恩館公園という順に、1日当たりの平均利用者数が多いと、実績値もあるのですが、あるいは、予測されるということで、この順になっております。下位については、利用者数を算出したのが162か所ですが、そのうち概ね30%に当たる48か所が5人未満と想定、推測される結果になっております。

その下、利用圏総人口のご説明をさせていただきます。こちらは、2015年の国勢調査に基づき、先ほどの3ページ、あるいは4ページの公園利用圏という円のグラフの中に含まれる人口の数をそれぞれ算出したものになります。上位については、1位から3位が都立3公園ということで、こちらは単純に利用圏が広いというものもあるのですが、そういったところが挙げられまして、4位以降は小長久保公園ですとか栗山公園、上水公園ということになっております。一方で、下位の方は、少ない方として関野町エノキ公園、桜町こぶし公園という順になっております。

次に、その下、利用率ですが、こちらの利用率は1日当たりの平均利用者数を利用圏総人口で割った値ということで、利用圏に含まれる人口の方が実際にどれだけ利用されているかという割合になります。こちらを算出させていただきましたところ、1位が野川公園の49.0%。野川公園に関しましては、市外の方の利用も多いのがあると思いますので、参考値にしかならないのですが、こういう順番になっておりまして、2位が栗山公園、3位が本町ハナミズキ公園という順番になっております。下位については、先ほど同様、今回、162か所算出したうちの約65%に当たる106か所が1%以下という数値になっております。

続いて、右側のほうから順にご説明しますと、今度は利用圏総人口の増加率とその下の減少率ということで出させていただいておりまして、こちらは国勢調査と推計値を国が公開しておりますので、それをもとに公園の利用圏別に面積を比較して出させていただいたものになりまして、多いほうでは、110%前後でトップ3が来ているところがございます。一方で、少ないほう、減少率が高いという意味合いでいきますと、1位が82%、2位、3位は90%という数値になっております。

その下、真ん中あたりですが、利用圏人口の老年人口率ということで、



利用圏人口に含まれる高齢化率とも言い換えることができますが、高いところでそちらに記載の上位3公園ということで、おおむね27%前後。その下、今度は年少人口率ということで、若い年齢層が高いところということで、おおむね18%前後ということで、こちらの上位3公園がランクインしております。

最後に一番下ですが、利用圏内に存在する保育園、幼稚園、小学校の数ということで出させていただきましたところ、1位が栗山公園と梶野公園で7施設、次の小金井公園で6施設、3位が貫井第一公園と武蔵野公園で5施設ということで、この辺の公園につきましては、おそらく子供の利用も多いのではないかとということが想像される公園になります。

続きまして、3-3、地域別の評価結果になります。こちらにつきましては、別紙1、A4の縦の冊子の方にグラフを拡大したものが6ページ以降にございますので、そちらも合わせて見ていただければと思います。指標値を今回、20ほど作っていますが、全部をご説明するのは時間的にも厳しいので、特徴の出たものにつきまして、抜粋してご説明させていただきます。

まず、3番と書かれている指標値ですが、1か所あたりの公園・緑地の面積ということで、単純に1か所あたりの公園・緑地の面積が広いのか狭いのかということになるかと思えます。

別紙のほうで申し上げますと、7ページの方になりまして、こうして見ていただくと、関野町とか桜町は1か所あたりの公園・緑地面積が広いと。一方で、貫井北とか本町、緑町は狭いということで、こちらは小さな公園が多い地域ということがわかるかと思えます。

その下のグラフになりまして、今度は4番の町内総人口の増加率ということで、こちらは公園とは関係ないところになりますが、単純に国勢調査とその推計値から将来的に人口が増える地域か減っていく地域かということでお示したものになります。

続いて9番の指標で、別紙の方でいうと10ページの上のグラフになりますが、こちらは同じく町内人口に関しまして、高齢化率が高いか低いかということで、多いところにつきましては桜町が26.8%、低いところにつきましては、貫井北町の15.3%、この辺は人口が若い地域とも言えるかなと思われます。

次の指標は13番、別紙の方でいうと13ページの上のグラフになります。こちらは、公園利用圏の重複状況ということで、公園同士の平均的な距離を算出して、それを比べたものになります。指標が高いほど、密集していないということで、言いかえると効率的な配置になっているといえる地域で、一方で、指標が低いほど、公園が密集している地域ということになります。公園が密集している地域というところで、貫井南町や緑町、桜町というところが比較的指標が低くなっているということになります。

次に、14番、別紙1の13ページの下グラフになりますけれども、今度は利用圏人口に対する利用率ということになります。こちら利用率が高いのが東町や中町、関野町、一方で、低いのが貫井北町、前原町、梶野町という結果が出ております。

続きまして、指標16番に移りまして、別紙の方でいうと14ページになりまして、公園利用圏内に存在する保育園・幼稚園・小学校の数というところで、保育園、幼稚園、小学校の数が比較的多い地域として、関野町や梶野町、貫井北町、中町、少ない地域として前原町、緑町、貫井南町というところが挙げられます。

続いて、指標の17番、緑のネットワークとの整合性ということで、別紙でいうと15ページになります。こちらは、緑の基本計画というものを、市が出ししてしまっていて、そちらにあるネットワークとどれだけ整合性がとれているかというところで評価させていただきました。これに基づきますと、関野町や中町、梶野町は比較的ネットワークとの整合性がとれていますが、一方で、貫井南町、貫井北町、緑町というのは少し外れたところにある公園が多いかなと挙げられます。

続きまして、19番、市民1人当たりの防災機能という指標に移りまして、別紙でいうと16ページの方になります。こちらは避難所に指定されているかとか、水槽があるかとか、あとは防災無線があるかといったところでポイント化して、それを市民1人当たりの人口で割った値ということで、要するに、この指標が高いほど防災機能が比較的高いと、一方で、低いほど防災機能が少し不足しているかもしれないということで挙げさせていただいています。ということで見ますと、関野町、貫井南町、桜町あたりは比較的指標が高くなっており、貫井北町、本町、中

町は指標が低くなっているところがございます。

最後になりますけれども、20番ということで、別紙16ページの下のグラフです。公園利用圏内に存在する集客施設の数の平均値ということで、集客施設に関しましては、公共施設、市役所、図書館、あとは、駅前の商業ビルなども含めて、公共施設、民間施設関係なく、人が集まる施設が公園利用圏内にどれだけあるかということでお示したものになりまして、これで見ますと、関野町、本町、東町というのは多い地域、貫井北町、貫井南町、前原町、桜町は少ないということになっております。

以上が公園の評価結果の概要になります。

続きまして、A3の資料、7ページに移ります。4番の利用実態調査というのは、前回の資料でもご説明したので、今回は省略させていただきます。

7ページの右側、ワークショップ結果の方に移らせていただきます。こちらは9月と10月、それぞれ1回ずつ、ワークショップを開催させていただきまして、来週の月曜日に第3回が行います。市民の皆様と、花壇のボランティアの方ですとかに集まっていただいて、公園の利活用を考えていただくということで、ワークショップを開催いたしました。

地域別、武蔵小金井と東小金井、あと野川周辺の地域ということで分かれていただいて、それぞれの公園の魅力と課題を挙げていただきました。次に、それに基づいて、どんな公園にしていきたいかということで、公園整備のテーマを考えていただいて、例えば、武蔵小金井地域ですと、「武蔵野の自然を生かした多世代が楽しめるような公園にしたい!」、東小金井地域ですと「好きな公園を応援できる方法・手段・仕組みがある公園にしたい!」、野川地域ですと「世代を超えて☆みんなで使い方を決められる☆楽しい公園にしたい!」、こちらは全部市民の方から挙げていただいたテーマになりまして、魅力を生かすということと、あとは多世代交流、あるいは市民の手による管理、活用というところがキーワードとして出てきました。

テーマを挙げていただいた上で、実際に、具体的に何がしたいかということでしたいことを挙げていただき、公園の利活用、管理の仕組みづくり、あるいは、設備、機能として何が欲しいかというところでご意見

をいただいたところでございます。例えば、歴史、文化のツアーをやりたいとかアーティストの展覧会をしたいとか、あとは、利活用に関しましては、ネットで利用予約ができるようなシステムを構築したいとか、団体利用される同士の話し合いの場を設けたいとか、ワークショップを公園ごとにやりたいといったアイデア、ご意見をいただいたところでございます。

それでは、8ページに移りまして、公園の利活用の事例をご紹介させていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたワークショップの内容も踏まえて、こういった利活用が実際にされていますということの他市町村の事例になります。順番にご説明させていただきます。

左上がナンバー1ということで、兵庫県尼崎市のものですが、こちらは小金井市でも既に、梶野公園などで取り組まれているものと近く、地域ふれあい公園モデル整備事業というものがあまして、地域住民と行政の方でワークショップを開いて、公園をどんなデザインにしたいとか、どういう利活用をしていこうかと話し合っていたいただいて、実際に、住民のアイデアをもとにした遊具とかも設置されたということでございます。

事例の2番目、左下のほうに移りますけど、今度は開発公園新規創出の代替手法というテーマですが、開発行為の際、公園を新しく整備しないといけないとか、緑の協力金に寄付しないといけないとかというルールがありますが、東京都江東区の場合は、新しく公園を整備するというよりも既に存在している公園についてお金を出していただいて、公園を魅力化していただくという取り組みで、例えば、こちらの事例ですと、伊藤忠都市開発という会社ですけど、こちらがマンションを建設する際に、隣にある公園について、例えば、トイレの施設を改修するとか花壇を設置するといったことをしていただいて、1年間限定ですけど、管理、活用をメンテナンスも含めてやっていただいたというところで、花壇につきましては、1年間の間にボランティア団体を立ち上げて、次年度以降の受け皿もつくっていただいたということで、実際に1年経過後も民間地域の団体が立ち上がって、その後も維持、継続の活動を続けておられるという事例になっております。

右上に移りまして、ナンバー3は、イベント（アート）による活性化

ということで、ワークショップの中でも、アートの取り組みをしたいというご意見があったので事例を探してみたのですが、豊島区の方で13か所と結構大規模にトイレをアートとして活用するというので、子供たちも含めてトイレのデザインを考えていただいて、実際にそれを具現化していくというところまでやった事例になります。

最後、ナンバー4は、右下のほうになりまして、富山県富山市の事例で、菜園・コミュニティガーデンということで、農業公園というところまでいかないかとは思いますが、家庭菜園を広げた、地域の菜園という形で公園の中に花壇に加えて畑をつくって、それをみんなで管理していくというところで、公園の定期来訪者が必ず増えますので、公園の活性化につながった事例の1つということでご紹介させていただきました。

現状と課題、事例紹介については以上になります。

緑と公園係長 説明が長くなって申しわけありませんが、もう少し説明させていただきます。

今、詳細に現状の分析だとかワークショップの報告がございましたが、まとめますと、ワークショップで出ていた意見の中で一番多かったのが全体的に管理の行き届いていない公園が多いとか、使われていない公園が多いというご意見が多かったです。また、現状分析からわかるように、地域によって重複している公園が多く、地域に偏りがあることがわかったと思います。

使われていない公園につきましても、今後、土地の利用転換が必要じゃないかという意見も出ております。あと、どこにどんな公園があるのか、行政のほうから積極的な情報発信をしてほしいというご要望もありました。

あとは、市民の意見をもう少し積極的に聞く場を設けて、公園整備する際には、その意見を反映させてほしいという意見もありました。

最後に、ボランティア団体との、密接に連携した取り組みが必要じゃないかということで、情報共有する場がもう少しあってもいいという意見がワークショップなどで出ていました。

課題や現状分析を踏まえまして、市としましては、量から質の向上への転換が必要であると考えています。今後、生産年齢人口が減少して、税収も減少していく中で、今ある緑を何でも守る、とにかく増やすとい

う方向性にはもう限界があるだろうと考えておりました、日常管理が行き届いた質の高い緑の保全を図ることが必要ではないかと考えております。その結果、質の高い緑が増えることによって、市外の人が住みたいと思え、今の住んでいる市民が今後もずっと住みたいと思ってもらえるような公園づくりを進めていきたいと考えております。

今後も検討していく事項になりますが、新規公園をこれから増やす必要があるのかなというところを、今、利用者の多い公園も、予算の関係で整備が行き届いていない現状がありますので、重点的にどの公園を整備していこうかということを検討していきたいと考えています。

あとは、使われていない公園や、小規模な公園の利活用について、ほかの行政目的に使えるかどうかの検討も、庁内検討委員会のほうでさせていただければと考えています。

あとは、ワークショップの中でも、はけの自然だとか市の文化財、地域にはたくさん地域資源が埋もれていると思うので、地域資源を生かした公園づくりも必要だと思いますので、その辺の検討もさせていただければと考えています。

最後に、ボランティア団体との連携だとか自治会が参加できるような管理体制等も検討していきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上になります。

宮下副会長

ありがとうございました。

では、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願ひします。

竹内委員

東京都の竹内と申します。まず、小金井市で公園として定義しているものというのは、どのようなものでしょうか。私は前回、欠席したのですが、この話が出たかどうかわからないのですが、事前に市のほうから利用者の多い公園の一覧表というのをいただいて、幾つか見せていただいたのですが、例えば、前原町一丁目第二子供広場、これが公園と定義されている事がよくわからないので、市として、どういうものを公園として定義して、それから、公園について、どのような機能を求めているのか、その辺をお聞かせ願ひたいと思います。

緑と公園係長

まず、市としてこういう公園をつくりたいとかというコンセプトがないというところから、基本方針の策定が始まっております。小さい公園もあれば、大きい公園もあるので、統一的にどういう公園を整備してい

けばいいのかというところを今後、検討して、公園のあり方を検討して  
いきたいと考えております。

竹内委員 それはわかりました。では、現状として、一覧表に広い公園もあれば、  
広場もあるし、庭園とか緑地とか名称をつけていますが、これは要する  
に、市が管理している緑地は全部、公園として定義しているということ  
でしょうか。

緑と公園係長 緑地も公園として位置づけております。

竹内委員 ただ、市が管理している土地で公園として位置づけていない土地もあ  
るわけですね。そんなことはないですか。

緑と公園係長 使われていない公園も公園として管理をさせていただいて、公園の位  
置づけとさせていただいております。

竹内委員 使われていない土地は全部公園として、とりあえず位置づけていると  
いうことですか。

緑と公園係長 そうです。使われていない公園についても、毎年剪定や清掃といった  
維持管理費がかかっていますので、その辺の整理を基本方針の中ででき  
ればと考えております。

竹内委員 わかりました。

宮下副会長 ほかにございますか。お願いします。

串田委員 串田と申します。今、公園といったときに、緑地を含めて公園と称す  
るとおっしゃっていましたが、ところが、資料を見ますと、緑地に当たる  
ところはその他の緑地という形で、公園という概念と別の、全体のその  
他という形に表記されていますけれども、これはどういうふうに考えれ  
ばよろしいでしょうか。

緑と公園係長 事務局です。緑地に関しては、基本的には閉鎖管理をさせていただ  
いておりまして、一般の市民が入れない形になっております。今回の資料  
でお示しした利用圏の対象としては含めておりません。

串田委員 では、この資料は、今回の調査、ワークショップ等のための資料とい  
う形で考えていいですか。

緑と公園係長 そのとおりです。

串田委員 例外は幾つかあると。

緑と公園係長 はい。

串田委員 オープンの緑地も幾つかありますよね。それは例外ということ。

緑と公園係長 はい。

串田委員 そうすると、これは公園の利用の再検討ということであって、閉鎖されている緑地というのは含まないということですか。

緑と公園係長 緑地に関しても、開発行為に伴って提供されている緑地というのがほとんどですが、その開発行為で提供される公園の考え方というのでも考えていきたいと考えております。緑地も、今後は提供してもらったものを市で管理していくのかどうかという部分を考えていければと考えております。

串田委員 データには反映されていないけれども、検討の範囲であるということですね。

緑と公園係長 はい。検討してまいります。

串田委員 はい。

矢向委員 市民の矢向です。今日の協議会の位置づけの確認ということですが、前回いただいた資料で、現地を可能な範囲で見ると。一応、私たちも見てきておりますが、その結果について、何か私たちのほうでコメントした方がいいですか。

緑と公園係長 事務局です。先に説明すればよかったのですが、この後、現地を見ていただいた結果についてご意見をいただく時間も設けております。まず今は、現状と課題を説明させていただいて、市の方向性を示させていただきました。その方向性、量から質の向上への転換についてご意見いただくと同時に、これから検討していく事項について、こういうことも検討したら良いのではないかとということをご意見いただければと考えております。

以上です。

宮下副会長 いかがですか。今ご説明があったように、量から質の向上という新たな考え方を検討していきたいということですが。

津々良委員 津々良と申します。公園と一言に言いましても、緑を楽しむようなところが主な公園と。それから、子供たちが遊ぶという。私の家には小学生が2人おりますが、幼児のときはほんとうに、一緒に連れて遊ばせるとか、安全を見ている、そういうところでよかったのですが、だんだん、友達とボール遊びをするとか、そういうことができるところが非常に少ないということがわかって、学校では部活とか何かを上級生がやってい



るし、あまりそれをやると、赤ちゃんや老人とかにボールが飛んできたりして、結局、家の前の道路を使って大勢でドッチボールしたりやっているようですが、そういう遊び場ということについては、サッカー教室とか行っている子は別ですが小学生になってから遊ぶところが非常に少ないような気がします。近くに小金井公園もありますので、小金井公園に連れていったりしますが、あそこに行って遊びなさいというようなところはないですね。私たちもだんだん高齢になると、ゆったりと緑を楽しんだりしたいということがあるので、子供たちが周りで走って歩くのはちょっとうるさいなというのがありましたので、その辺の市民の使い分けというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

緑と公園係長 事務局です。ワークショップでも、そういったご意見は多数ございました。

大きい公園、小さい公園というのは、それぞれ違う機能を持っていると思っていますので、地域によってその偏りがないように、その地域に合った機能配置をして、公園整備をこれからも図っていければなと考えております。

以上です。

小山委員 小山です。緑を量から質を向上させるというご提案だと思いますが、それはとてもいいことだと思うのですが、一方で、今ある緑を減らしていくということについては、私は個人的には違和感がありますね。やっぱり今、地球温暖化がこれほど騒がれていて、夏もどんどん暑くなっているときに、緑被率が30%を維持できれば、何とか温暖化が防げるのではないかということや、ずっと言われてきていた中で、小金井市は目標30%の緑被率ということを緑の基本計画の中で掲げています。掲げているわりには減ってきているという状況の中で、さらに、質を向上するために量を減らしてもいいのかというと、それはいかなものかと思うところがあります。なので、今ある緑をなるべく減らさないようにしながらも質を上げていくということにしていけないと、増やそうとしても減っていくものだから、減らしてもいいということになると、市の考え方としてはどうなのかとすごく思うのです。別に減らそうとしているとは思いませんが、目標の掲げ方には気をつけていかないと違う方向にいつてしまうと思うので、そここのところの考え方も1つ、やっぱり

きちんと押さえていただきたいと思います。

それから、もう1点です。今日つくっていただいた指標の中に、利用圏内に存在する保育園・幼稚園・小学校の数というのがありますが、小学校や保育園とか、子供たちが普段通うような圏域の中に公園があると、そこが利用されやすいただろうというのはわかるのですが、逆に学校があるということは、子供たちは学校でも遊べます。それを考えると、逆に学校がないところに、さっき津々良さんもおっしゃいましたけれども、自分の家の近くに遊ぶようなところがないと、学校まで行かないといけないのです。だから、学校からちょっと外れている子供たちが遊ぶ場所として位置づけられる公園というのを、大事にしていかなきゃいけないと思います。そういうところの考え方ですか、どう整理していくのかというのがこれから課題なんじゃないかと思います。

宮下副会長     どうぞ。

緑と公園係長   事務局です。やっぱり、量から質の向上となると、量を減らすのではないかという見方を一方ではされるおそれがあるなというのを私たちも感じていまして、減らすという方向よりも今ある公園、緑を守っていきながら、日常管理も適切に行っていきたいという考え方ですので、そういう量を減らすという認識にならないように、方針をつくっていききたいとは考えています。

また、学校からの距離が遠い子供の遊ぶ場所を提供するという考え方も、非常に参考になるご意見ですので、学校の配置も踏まえて、公園の適正配置を考えていきたいなと考えています。

以上です。

矢向委員     すいません。矢向です。検討内容で、今回、人口減少というのを1つのキーワードが個人的にはすごい違和感を持ちました。というのは、別に今、狭い小金井市で、新たに公園が増えるというような期待感を持っている市民というのは、現実的にそんなにいないと思います。人口減少を想定するから新たに公園はつukらない方向という、そのための人口減少という言葉を使っていると感じます、そういったことよりも、今回、改めて自転車で見て周って、公園の貧相さに驚きました。今回のテーマにある、現状の公園をもっと整理、統合していく。もっと現状の公園の質を高めるという方向に徹していいと思うのです。量から質というと、

何となく今のお話のように、量を減らしてというふうに囚われてしまうので、人口減少や、量からというような言葉は要らないのではないかと思います。とにかく、質を高めますと。それぞれの公園の特性、浴恩館なんかは公園というよりも、歴史的文化財だと思います。天皇陛下が小学生のときにテニスをされ、『次郎物語』もあります。小金井が本来持っている歴史的なもの、文化的なものを、もっと市民の方にアピールし、市民が誇りに思えるような、公園なり、文化財なりというのを明確に区分けして行って、個別のそれぞれの特色を生かした質を高めていくというようなところで市民に示していく方が私はいいのかという感じはしています。

宮下副会長 他にございますか。

渡辺委員 渡辺ですけれども、1点お尋ねしたいのは、市民部経済課と、こちらの課との連携というのがありますか。というのは、市内の市民農場、これを調べると、私が調べた範囲では、現在市内にあるのは、たしか2か所ですかね。特に、栗山公園とピーコックの間にある、あれは周りに住宅ができた関係で、非常に立派な農園があります。皆さん非常に上手にご利用しているみたいですね。あれが1つのキーワードになるのではないかなと思います。

というのは、先ほどお話があったように、確かに量を減らすのではなくて、質を上げる。その質というのは、利用価値をどう上げるかということではないかなと思っております。今言ったように、農園とか、そういうものが市内でだんだんなくなってきていますよね。ですから、一度、市庁舎内でも連携をとっていただいて、高齢者用の農場、これは東町2丁目に60区画、あと、中町に35区画あるということですので、これらの農園を生かしていく。

また、未利用公園は、防犯管理上、非常によろしくないというのが実態です。やはり皆さんも見ていただいて、先ほどご指摘があったように、「これ、公園？」というのは何カ所もあります。私も最近見たのが、緑町1丁目の、農工大のちょうど北側で、線路を挟んだ住宅の近くにある公園が実はきれいに整地されており、草刈りされていました。中に安心して入れるのですが、以前の状況では入れない。当然、子供も入れない。そういう意味で、公園の位置づけをもう1回考えてみる必要がある

かと思えます。

以上です。

緑と公園係長 事務局です。今、経済課との連携を図るという部分につきましては、庁内検討委員会のほうに経済課長も委員となっております、農との関係についても、公園と絡めた形で検討してまいります。

以上になります。

渡辺委員 わかりました。

宮下副会長 ほかに。

環境政策課長 基本のところからお話をさせていただきたいのですが、小金井市は「水と緑の小金井市」という表現があるとおり、緑は非常に貴重な財産だというのは市民の皆さんも本当に感じていらっしゃる場所だと思いますし、市といたしましても、それを前面に掲げております。この緑は何を指すかといいますと、純粹に樹木の生えている緑地のような緑もありますし、公園も緑です。また、個人の資産にはなりますが、生産緑地のような農地、そういったのも緑地、緑という扱いになっていまして、これを小金井市は貴重な財産として守っていこうという考え方がございます。

そして、この緑地保全対策審議会は、まさに緑を守っていこうという考え方のもとでつくられている審議会でもございます。また、我々環境政策課は、緑の保全を中心となって行う課でございます。そして公園を管理していく中で、先ほど質問もありましたが、そもそも公園というのはどういうものであるべきかという考えがある中、今までは、とにかく緑は守っていこうという考え方で、公園は増やせるのであれば増やす、例えば、3,000平方メートル以上の大きい開発を行えば、6%必ず公園を市に提供くださいというような制度があったり、また、最近では、空き地が増えてくる中で、緑地として寄附したいという話があれば、緑地であれば、ぜひ寄附をお願いしますという形でいただいたり、年々、提供公園ですとか緑地が、少しずつではありますけれども増えています。ただ、一方では、先ほどおっしゃっていただいたとおり、農地などは個人の資産として売却されているという現状もあって、市全体としては増えてはいないのですが、市が管理している緑は若干増えているというような状態がございます。

その中で、これまで指摘いただいている、公園の整備が不十分という意見は、まさにおっしゃるとおりですが、小金井市は非常に厳しい財政状況の中で、公園にかけられる費用がずっと横ばいで、増やすことができない状態にあります。また、先ほど人口減少社会という話がありましたが、人口減少によって税収が下がってしまいますと、市の予算規模がまたさらに縮小になり、さらに公園にかけられるお金が減っていくだろうという前提の中で、今でさえ、211ある公園とか緑地の管理が行き届いていない状況では、さらにかけるお金が減っていくのであれば、ますますもって管理は行き届かなくなるであろうという、将来的な不安があります。ただ、我々は緑を保全する立場なので、だったら公園なんかなくしてしまえばいいということは当然ない。となると、まず何をしたらいいかといえ、今も大変なご協力をいただいているところではありますが、ボランティアの皆さんや地域住民の皆さんに剪定ですとか清掃、また、花壇なんかでいろいろ活躍をいただいて、市民の皆さんで公園を守っていただくという考え方、また、新たな制度としてPark-PFIという、民間事業者に公園を整備していただくようなやり方というのも、制度としてはあり、そういうものを導入して、今ある公園を何とか、市が丸々抱えるのではなくて、違う形で運営していく方法というのを考えたいと。

更に、低未利用公園と呼ばれている猫の額のような緑地だとか、ベンチが置いてあるだけのところとか、そんな公園もあり、そういう公園にも一定の費用がかかっている中で、もっと本当に使われている、基幹となるような公園に十分な整備をかけていくためにはどうしたらいいかと考えたときに、低未利用公園にかかっている費用は、なるべく基幹となるような公園に回していきたいとなり低未利用公園は、一定整備をかけなければいけないという考え方になりました。そこで、例えば用途の変更ですとか、できるかどうかわからないですけれども、例えば売却だとかいうことも考えなければいけない。しかし、これは緑の減少につながるものではないかという考え方もあり、市は緑を減らすという立場に本来ないところですし、この緑地保全対策審議会も、緑は守るという立場の会議ですので、そうすることが正しいのかという議論が当然出てくると思っています。

ただし、今、長々お話ししたような状況があり、本当に、そういった形で転換をしていかなければいけないタイミングに来ているのではないかという中で、我々としては、ちゃんと小金井にあるべき公園というのはこういう公園なのだと、お金というのはこういう公園にかけていくのだと、管理はこういう方法でやっていくという方針をまずつくりたいというのがあって、ご提案させていただいております。この緑地保全対策審議会が、この公園等の整備方針を策定していく中で最終的なご意見をいただきたいと思っている会でございますので、こういったもろもろの部分的前提に、こうではないか、ああではないかというご意見をいろいろといただくと、我々としては非常に助かるという状況でございます。以上です。

宮下副会長      ありがとうございます。いかがでしょうか。

渡辺委員      ちょっと質問がありますが、実は8月の市議会で、利用者が多い栗山公園で、今、話があったP a r k - P F Iを導入しないかというご質問があったようですけれども、これはどういう意味でございますか。

緑と公園係長    民間事業者が、例えばあそこはスポーツセンターもございますので、施設の収益をもとに、公園を維持管理していくというような形がP a r k - P F Iという考え方になります。

環境政策課長    補足しますと、大きい公園ですと、よく公園の中にカフェがあったり、コンビニエンスストアがあったり、かつての制度では、あくまでも行政側がそういったカフェ等をつくって、公園として整備をしつつ、そのカフェの運営だけを民間にお願いするというようなパターンがありました。が、今度、制度改正が行われまして、公園の中に民間の方が、例えば栗山公園であれば、ここは確実に収益が上がると見込んだ民間の業者が、我々としてここにカフェをつくりたい、そこで営業をしたいと、そのかわり、この公園の日常の維持管理は我々がやりますというような形で契約が結ばれますと、そこはP a r k - P F Iという形で、公園の運営そのものを民間の業者にお願いできるという仕組みになります。従いまして、当然、収益が見込めるというのと、一角にはそういうものが設置できるという前提、どちらかという都立公園のような、大規模の公園であれば導入も、収益も含めて見込みやすいのかと思いますが、栗山公園ぐらいだとどうなのかなというのは正直なところでございます。

宮下副会長 よろしいですか。

渡辺委員 はい、わかりました。ただ、ちょっと今の内容がよくわからないので、実際問題として検討する価値というのはあるのですかね。

環境政策課長 そこも含めて。

渡辺委員 先ほどの事例の中で、ナンバー２の開発公園の創出で、亀戸七丁目南公園が例として出ていますが、これはあくまで伊藤忠が積極的に公園の管理を行っていたのであり、現在の小金井公園も、非常に難しいと思いますね。中に食堂、売店、自転車置き場がありますが、なかなかやることは難しいことではないかと理解しています。

竹内委員 東京都の竹内です。先ほどの課長のお話の中にもありましたけれども、緑と公園という言葉が交互に出てきて、私の中でも混乱しているので、その辺はしっかり定義づけていただきたいと思います。やはり、利用を促進すべき公園と、存在するだけで価値がある緑地というのはあると思いますので、その辺はしっかり事務局の案というのを示していただきたい。やはり、都や国が設置する大規模公園と、市が設置する規模の公園、求められるものが違うと思いますので、求められる役割をしっかりと書いていただきたいと思います。案を示していただきたいです。

それから、費用面について言われましたけれども、この資料の中では、1個当たりの公園となっていて、公園は規模も違うし、役割も違うので、それを1個当たりで幾らと示されるとわかりませんので、総額で幾らだというふうにしていただければ、公園にかかる市の負担というのでもわかりやすいと思います。

以上です。

津々良委員 津々良と申します。公園と人口のお話が出ていましたけれども、私は自宅の回り、一中の前から玉川上水にかけてのあたりが、ずっと農園や摘み取りイチゴ園とか、栗林、カリン林、柿の畑などが多くあったのですが、相続などで処分しないと税金が払えないということで、莫大に処分なさって、家が60軒とかできて、きれいな町並みにはなりましたが、畑、土が全部なくなりました。人口はすごく増えました。幼児もたくさん。けれども、家を買った人は、小金井はすごく緑が多くて、生活環境もいいからと喜んでいますが、緑がどんどん減り、地面がなくなって、雨が降ると、上で吸わないので、ナンジャモンジャ通りに水が

ザーッとおりてくるようになりました。田畑の処理をするときに、公園や緑地にするということはすごいチャンスだと思いますが、行政面で何かうまいことできないのでしょうか。結局、建築業者が家を建てるのですが、あの周辺は緑が多くて、畑も多くありました。まだ、新小金井街道にかけて、大分畑がありますが、今にそれもなくなるのではないのかかと思うぐらいの場所で、そういうことが目に見えて処分されて、小さい住宅、戸建てがどんどんできて、庭などを造らないでコンクリートにしてあるので、ヒートアイランドになるのではないかなと思っています。なので、業者に土地を売るときは、そういう公園を増やす、緑を増やすチャンスでもあるのではないかと思いました。

矢向委員　　今の津々良さんの話の関連ですけれども、小金井市って1つ特性があって、いわゆる戦前からの大規模農家がほとんど占めている土地ですよ。今のお話のように相続で売られていって、今の姿になっているという部分が非常に大きいですね。改めて、今回また感じて、やっぱりそういう宿命を負っている土地柄ということで、土地所有者との話し合いの中で、まちづくりをやらざるを得ない部分というのがあると思いますので、頑張ってくださいと思います。そうとしか言いようがないのですが、そこを市民もほとんど知らないですよ。例えば武蔵小金井の北口の西友も地主さんの土地で、地主さんがパチンコ屋に売ろうが何をしようが自由なわけですよ。そういうことは新たに小金井に来る人たちは知りませんから、ぜひ頑張ってくださいということですかね。

宮下副会長　　相続に関しては、なかなか小金井だけで解決できるものじゃない。

環境政策課長　　今の件についてちょっとお話しさせていただきますと、都市農地というのは、以前までは国の考え方で、宅地化していくべきだとされてきました。そういう考え方に基づいて、基本的には農地全体がどんどん宅地になっていったのですが、その中でも一定守るべき農地というのを生産緑地という扱いにしていました。これが、ちょっと前で言うところで、500平方メートル以上あるような広い畑を生産緑地と言っていて、回っていると、白いポールが立っており、「生産緑地地区」と書いてあるものがあるのですが、あれが生産緑地になっています。こういったものが、平成29年に法改正がありまして、東京都にある農地は守るべきものという考え方に変わりました。そこで小金井市も条例をつくりまし



て、500平方メートルではなくて300平方メートルで生産緑地に指定できるような仕組みですとか、いろいろ、農家の皆さんが相続なんかをしていく上で農地を守りやすいような仕組みというのとはらせていただいています。

ただ、一方で、どうしても売却をしなければならないというタイミングが当然出てくるのですが、生産緑地は、第1購入権が公官庁にあります。従いまして、当然、売却が必要となった時は最初に、行政に買い取り申し出が出てきます。そこで、例えば行政として、うちで言えば、ここには公園をぜひ、つくりたいという話があれば、その農地を購入し、公園にするという考え方は当然ございます。ただ、先ほどから財政状況が厳しいと言っている中で、例えば500平方メートル以上の小金井市の農地を買おうとすれば、それこそ何十億とか、そういう金額になってきます。従って、このところでは、もうずっとそういう購入はさせていただいてないというのが現状でございます。

ただ、先ほどメッシュの図にもありましたが、例えば公園の空白地ですとか、基幹となるような公園がない場所に仮に生産緑地の売却が出た場合、そこを計画的に都市公園とかという形で整備していきたいという考え方も当然あるとは思っています。ですが、そのためにどうしたらいいかという、どうしても財源は確保しなければいけないという意味では、今、必要のないところにかかっているお金があるのであれば、そういうのは減らして行って、適切に、今ある守るべき公園、新たにつくるべき公園のために財源は確保しなければいけない。そういう考え方もあって、まずこの方針をつくろうというところがあります。なので、緑を今後増やさない、公園は今後増やさないとかということではなくて、ただ、そのためにはどうやったらもっと効率よくお金を回せていけるかというのもある、この方針というのを今回つくらせていただきたいというのがあります。

先ほどは低未利用公園を減らしていく方向も考えなきゃいけないという話をしましたが、もう一つとして、提供公園ですとか、寄附なんかの話があったときに、今まではそれを制度の中で受け入れていたわけですが、そういったものを今後どうするかも一緒に考えなきゃいけない。要は、減らすことと同時に、増加の抑制も考える必要があります。せつか

く提供いただけるのであれば、緑の保全につながるのであるから、もらったほうが良いという発想で今までは当然もらっているのですが、その結果として、ご覧いただいたところもあるかと思いますが、ほんとうに狭い範囲に公園が固まっていて、1つはきれいだけど、あとは荒れていて全然使われてないというのがあったりします。開発事業は、市の意思とは無関係で行われるため、結果的に低未利用となる公園が生まれ、その管理がどうしても市の負担にはなってしまいます。

また、相続の相手がないので、我々が住んでいた土地を市に寄附したいと、ぜひ緑地として管理して行ってほしいという寄附があると、今までは緑地が増えるということで、市も寄附をいただいていたわけですが、そこが仮に公園に接道されておらず、緑地とした後も、ほとんど活用ができていないようなところだった場合、全てではないですが、その維持管理に高い費用をかけることは適切とは言えません。今回、台風24号であった被害でも、木がたくさん倒れまして、近隣民家も危ない状態になり、そこをきれいにするには何千万かかりますとか、そういったような状況を生み出していますので、緑であればもらえるものは何でももらいましょうという考え方は変えなければならないと思っています。従いまして、要らないものを減らすという考えと、無計画が増えていくものを抑制するという考え方を、この方針の中には入れていかなければいけないのかなと考えています。ただ、一方で、ここには必要だよなという場所には、こういったことで生み出せたお金を回していくという考え方も当然あるとは思っています。なので、そういうことを全部含めて、小金井市としては、あるべき公園というのはこういうことだよ、あるべき緑地というのはこういうものだよというのを、この方針の中で考えていきたいと思っています。

宮下副会長      ありがとうございます。じゃあ、この中で、方向性や取り組みの、これからまだワークショップとか庁内検討されるようなので、この検討についても、まだ皆さんのほうでご提案等ありましたら。検討3や検討4のところをしっかりとしろというのは、皆さん共通だと思うのですが、その他に何ありますか。

津々良委員      畑や何かの相続のときの話が出ましたけれども、今、公園でも、狭くてあまり利用されていないけど、木がすごく茂っている、そういうところ

を市で売ってというか、宅地交換ですよね。市の全てをそういうふうにしようとすると、すごく大変ですけれども、どこかの地域、モデル地区ではないですけれども、やってみるといのはどうでしょう。少し設けて、売りに出た土地をこういうことをしたらこんなふうになったというのは、そこからまた、良い悪い、だんだん発想が転換されて、また今後、相続が起きそうなところとか、わかると思います。ですから、そういう準備ですよね。いきなり売られて、ぱっと家になっちゃうということよりも、使われていない公園などを処分して、そういう転換も必要じゃないかなと思います。

宮下副会長 他にございませんか。

渡辺委員 渡辺です。市役所の方にお尋ねしたいのは、公園に対する市民のクレームが具体的にどういう形で出てくるのか、これを一度聞きたいと思う。今のお話のとおり、あれば確かに良いです。一方、迷惑がる方もいるというのも現実。なので、どんなクレームがあるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

緑と公園係長 事務局です。まず一番多いのが、樹木の剪定をしてほしいという要望が非常に多いです。全ての公園の樹木を毎年切れるわけではございませんので、何年かに1回か樹木の剪定ができない公園というのはかなりの数がある中で、やはり越境してしまっていて葉が落ちて困るというようなことで、剪定の要望というのが一番多いです。

以上です。

渡辺委員 ありがとうございます。というのは、開発行為のときに提供される公園が、業者の言いなりというのは失礼ですけれども、自由に造れるわけですよね。例えば植える木の種類、配置等については、特にこちらからの指示はないのではないかと思います。その辺のところもある程度考えていく必要があるかと感じます。

緑と公園係長 事務局です。提供される公園整備をしていく中では、木を何本、高木を何本、低木は何本というような基準は一定設けていますが、今の基準がそのままでいいのかというと、検討が必要だと考えていますので、そこもあわせて検討していきたいと考えています。

以上です。

渡辺委員 わかりました。いずれにしても開発業者は、条件が悪い場所、あるい

は利用されにくい場所にどうしても提供してきますから、非常に奥まったところに造られたというのはやむを得ない気もしますけれど。わかりました。

宮下副会長 その点に関しては、この事例なんかも参考になって、公園の維持管理にお金を出してもらおうという方が、これからはよくなるだろうと思う。

どこか、ぜひ検討してほしいというような項目は。

串田委員 串田です。いろいろなものをまとめた今後の検討事項ということで、大きく4つに分けていろいろ書いてありますけれども、これだけ全部やるのであれば大変だなと。できないときに、今までの経験でいくと、美辞麗句を並べたままでそのまま終わってしまう。緑の基本計画を見ればわかると思います。最初につくられて、10年たって改訂がありました。あともう少しすると、また次の改訂が始まります。ほとんど文言が変わりません。現状維持、検討つくってもしようがないなというぐらいの感じしかない。もう少しアイデアがないかと絶えず思っておりますが、これだけ書いてあっても、全部できるわけではない。

なおかつ、先ほど言った閉鎖的な緑地ですよ。緑地は60数カ所、70カ所近くあるわけですよ。これに関して何もしてきていないと。言ってみれば、未利用公園の典型的なものです。ただ、鍵がかかっているので、ほかの人が入れないから放ってあるみたいなもので、土地利用転換等といったときには、検討の材料として真っ先に挙げられる候補地ではないかなという感じも。そういうことも含めて、これを全部やるのはとても大変じゃないかと。確かに項目としてはわかります。わかりますけれども、現実問題として、例えば重点的にこれは先にまずやりたいとか、そういうものを少しお示しいただかないと、美辞麗句で終わってしまうのではないかと。

それで、1つ、我々が日常で関係していることで非常にいつも気にかけていることが、ボランティア団体との連携です。公園とボランティアといったときに、公園の管理運営に関してのボランティアが協力するという考えが市のほうにはありません。花壇ボランティアとか剪定ボランティアという形でしかない。ところが、具体的に言いますと、私は梶野公園のボランティアですけれども、我々の意識としては、日常の維持管理という言葉とちょっと違いますが、利用者に対しての目配りであった

り、いろいろなサジェスションであったり、もちろん清掃を含めて、全体のことを意識しているつもりです。

ところが、なかなかそういうものについての認識が、申しわけないですけれども、市の方はそういう形でのボランティア契約になっていないと。なかなかそこは難しいところで、それを個々のボランティアグループが市との折衝でいろいろ理解していただく努力をしなければいけないのかもしれませんが、ボランティアというのは、基本的にはボランティアに参加された方の努力であって、市の方は、うまく利用してもらおうとか、そういうことは外から聞かれるのですが、そんなつもりでやっているわけではないので、ここに書かれているように、連携方法を考えたときに、単に花壇ボランティアがいるから、この公園はボランティア団体がありますということはおかしいと思います。特に維持管理で費用等がかかるのであれば、近隣地域のボランティアが公園を管理するという考え方も含めて検討していただければ、随分変わってくるのではないかと。近隣の方というのは、その公園の利用方法や利用者層もわかっていると思いますので。

日本では、特に小金井市では、戦後、公園というのは子供のための公園だったわけです。名称を見ればわかります。年寄り公園なんてことは1つも出てきません。障害者のための公園なんて1つも出てきません。防災という名前の公園がやっと出てきました。梶野公園は防災公園の第1号になりました。だけど、それからどうなったのでしょうか。防災公園はどうなりましたのでしょうか。防災は非常に大切だという話は幾らでも出てきます。でも、防災公園の第2号、3号はどうなったのですか。防災機能があるといったって、防災倉庫が置いてあるだけであって、どのように置いてあるかということ、ただスペースがあるから置いてあるだけだとか、いろいろな整備しなければいけない問題が多くあります。

だから、単に利用されていない、寂しいからというような活性化の問題ではなく、ここに書かれている検討材料の中から重要度を決めて、これだけは来年度やると。そうやって積み重ねていかないと、いつまでたっても言うだけみたいな形で終わってしまう。例えば提供の土地があったとしても、今まで随分断っています。要するに、もらっても維持管理ができない。本当は欲しいかもしれないけれども、市で賄い切れないと

か、いろいろあります。規模の問題もいろいろあります。先ほど提供公園のことに關しては、いろいろあの手この手というお話を課長から聞きましたけれども、他のことに關してももう少し頭をひねればいろいろなアイデアが出てくると思うので、重点的に、このワン・ツー・スリーは死守したいみたいな、これは心構えみたいなことになるのかもしれませんが、せつかくこういう事業を考えて進められているのですから、ちょっと考えていただけたらと思います。

環境政策課長 ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思います。おっしゃるとおりで、そういうこともあって、私がいろいろ発言させていただいているのですが、今回の方針、いっぱい項目を並べて、これを全部やりたいというような思いはあるのですが、おっしゃるとおり、何が一番本丸なのというところですが、ここが我々として一番難しいところだと思っているのが、先ほどから申し上げている、キーワードとしては量から質への転換という表現になってしまうのですが、要は、今の制度で言うと、3,000平方メートル以上の開発があれば、提供公園はとにかくもらうという制度があります。さらに、今ある公園は、当然、条例の中で設置されている公園ですので、それは全部維持管理をしていく、これはもう大前提になっています。

ここをまずは変えないことには、財源は生み出せないだろうという考え方がありますので、法律上でもともと3,000平方メートル以上の開発があった場合は一定の提供公園をもらうというのが、これも法改正がありまして、1万平方メートル以上まで緩和することができるようになりました。なので、1万がいいのか5,000がいいのかというのはこれからの検討ですけれども、提供公園を一定抑制するという方向に方針の中でかじを切れないかと考えております。

また、さらに言うと、今、我々の条例の中で、1人当たりの公園面積が10平方メートル以上という目標があります。現在、実態が、6とか7平方メートルである状況において、10平米という目標がある以上は、まだ足りていな訳ですから、提供公園ももらっていかなければいけないし、寄附の話があれば、できる限り積極的に受けていくという姿勢が本来あるべきとなります。しかし、この総量を一旦抑えようという考え方にか

じを切るとというのが、この方針で示したいという一番の本丸の部分です。

では、何でそんなことができるのというところになりますと、小金井市はもともと全てが市街化区域なので、本来、法的には、1人当たりの面積は5平方メートル以上というのが国で定めた基準です。ですが、小金井市は、おかげさまで、都立小金井公園が北側にあるおかげで、これを面積に含むだけで6平方メートルという数字が保たれます。なので、最初から5平方メートルという目標はクリアしてしまっているというのもあって、10平方メートルという目標を掲げているのですが、本当に10平方メートルをやろうとしたらどうなるかという、今住宅がある部分以外のほとんどを公園にしないと、10平方メートルというのはあり得ない数字となります。しかし、10平方メートルを掲げている以上、市としては提供公園を増やしていこう、緑地の寄附があれば、積極的に受けたいこうという考え方になります。

ただ、これまでに挙げたような検討事項を総合的に考えたときに、公園の量は抑制していかないといけないのではないかと、それでは抑制はどこでやるといったら、この方針の中でそういう考え方にかじを切ったとすることで、今後は例えば条例改正ですとか、要綱改正だとかに踏み切っていくと。そこまでやるかどうかというのがこの一番の大きなポイントになってきます。

ただ、これだけ聞いてしまうと、小金井市はもうこれ以上、緑は要らないという方向にかじを切ったととられかねない。そういうことではなくて、これまで私が述べたような、本来こうあるべきというのがあった上での考え方なので、そこだけを前面に押し出してしまうと、それこそ、緑を守らないのか、もう緑は要らないのかと思われてしまうので、そうではないという中でいっぱい検討項目を入れてしまっているのですが、ただ、本丸としては、そういう方向にかじを切るべきではないかというところでは。

ただ、これが、市民の皆さん、庁内の検討委員会、そして、最終的に緑地保全対策審議会の中で、そういう方向には行くべきではないということであれば、違うアプローチもあると思っています。ただ、我々事務局の考え方では、まずそのような考えがあって、そこで生み出した財源等を適切な方向に持っていくということを量から質への転換という表現を

使わせていただいています。

宮下副会長 それは結構重い話ですね、この緑対審で。

環境政策課長 そうです。非常に重い話です。既存の計画を踏襲するのではなく、完全に方向性を転換するかどうかを検討するものとなります。ただ、これが、冒頭、私、限界を迎えているのではないかという表現を使わせていただきましたが、ほんとうに将来、小金井の住みたい、さらには住んでいらっしゃる方々に、適切に今ある公園を引き継いでいく上では、こういうかじの切り方をしていかないと、もう限界が来ているのではないかという、我々直接携わっている人間の危機感がありまして、提案をさせていただいているという状況です。従いまして、非常に重要な方針の検討を考えています。

宮下副会長 わかりました。時間もあれですが、まだほかに何かありますか。

矢向委員 一言だけいいですか。すみません。2点だけ。検討事項のところ、1つは高齢者の利用を想定した公園づくりや高齢者の増加というところですが、高齢者については利用する側という位置づけだけではなくて、高齢者がいわゆる公園の維持管理に参加してもらおうという仕組みを作れないか。ぜひ高齢者については利用してもらおうという視点だけにさせていただきたくない。時間と意識を持っている方というのは多いと思うので、ぜひ維持管理等に参加していただくという仕組みづくりをぜひ検討していただきたいことと、もう一つは、先ほど竹内さんからお話があったのに関連するのでしょうかけれども、利用する公園と、いわゆる景観、武蔵野という1つの小金井のシンボルがあるわけですから、100平方メートル未満の公園は、利用するというよりは、景観に徹してもいいという議論もあるかもしれないのです。要するに、目の保養になるような空間をボール遊びもできない、中途半端な広さの公園を利用して作り出す。利用する公園と、景観に主眼を置いた公園という、そういった意味での整理もこの中に少し明確にしていってもいいのかなと。その2点だけ。

宮下副会長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

続いて、前回の審議会で事務局より示された公園を各自見ていただくという宿題があったと思います。事務局の方から写真を使って公園の概



事務局

要を改めて説明していただけるということなので、説明をお願いします。

事務局です。前回、審議会の中でもお話しさせていただき、配付させていただきました資料をもとに見られていない先生方もいらっしゃるかと思いますので、写真とあわせて見ていきたいと思います。

まずは、都市公園の上の原公園です。こちらは1日当たりの来園者数が200人を超える、武蔵小金井駅に近い、通行量の多い公園です。遊具の利用を目的にやって来るお子さん連れや保育園と学童が隣にあるため、子供たちの利用が多い公園です。また、保育園が園庭がわりに使用している公園です。仕事への行き帰りの通行やトイレを利用する方も多い公園となっております。

次に、浴恩館公園です。こちらは1日当たり来園者数750人程度、下山谷通りと緑中央通りの中間地点に位置しております。こちらは遊具で遊ぶということではなくて、散歩、散策、バードウォッチングや、市の史跡に指定されている浴恩館もあり、先ほどの上の原公園とはまた違った公園となっております。季節ごとに新緑やもみじなどを楽しめる公園となっております。

次に、栗山公園です。こちらは1日当たりの来園者数1,800人を超える、市内でも一番利用者数が多い公園となっております。東小金井駅からも近くて、通勤などで公園を通り抜ける方も多い公園です。こちらはグラウンドや健康運動センターもあり、幼児が遊べる遊具等も設置しておりますので、多様な方々が利用されている公園です。定期団体使用も、ラジオ体操、ゲートボール、サッカー等で利用しております。

次に、梶野公園です。先ほど串田さんから話がありましたが、市で初めて防災機能を有する公園として設置されました。備蓄倉庫、貯水槽、手押し井戸、マンホールトイレ等があります。花壇ボランティアをはじめとするわんパトの会や遊び場の会、広場の会など、園内でさまざまな団体の方が活動されている公園です。ここは市内でも珍しい芝生が敷き詰められた爽やかな公園となっております。

次に、小長久保公園です。都市計画公園で一部用地を取得して開園している公園となっております。南側には花壇があって、雰囲気のある公園です。来園者数は40人程度ということで、閑静な住宅地に位置する公園となっております。広場ではボール遊びをするお子さん連れや、犬

の散歩等で立ち寄る高齢者の方も多く見られます。今後も地権者様の要望をお受けしまして、用地を取得していく予定でございます。

今、紹介した5つの公園は、都市公園に分類されていて、比較的大きな、利用者の多い公園となっております。

次に、緑町五丁目第2子供広場です。先ほども説明がありましたが、緑町に密集した公園の1つでございます。1面が道路に面しております、マンション、商業ビルに挟まれた場所に位置する公園です。施設としましては、砂場、パーゴラ、ベンチがございます。

次に、もみじ広場です。1面が道路に接しております、マンションに囲まれた公園です。シーソーが1つございます。

今の2つに関しましては、子供が遊んでいる姿を見たことがありません。ベンチが置いてあって、休まれている方がたまにいらっしゃるという感じでございます。

次ははぐくみ公園ですね。こちら開発行為による提供公園の1つで、北側にマンションが建っております。こちらは複合遊具がございまして、植栽が多い公園ですけれども、昨日、マンションの住民の方からお話を伺うことができました。こちらの公園ではよく子供たちが遊んでいるけど、すぐ近くのもみじ広場、緑町五丁目第2子供広場については、「あ、そういう公園があったの?」、「蚊が多いから、もみじ広場には行かない」というような話も聞けました。幼児から小中学生が利用しておりにぎわいのある公園です。

次に、前原町に密集している公園の1つである七軒家広場です。1面が道路に接する、周辺は戸建て住宅が広がる公園です。砂場、ベンチがありますけれども、こちらもお子さんが遊んでいる姿は見たことがなく、真ん中に大きな木が2本あり、閑静な住宅街にあるので、利用者が少ない公園ですね。

次、はなみずきの庭、こちらは緑地になります。こちら周辺は戸建て住宅が広がる緑地です。スツール2個、本当に空き地の状態です。

次、前原町一丁目第4子供広場、こちら広場というよりは緑地に近いようなところですね。真ん中に大きな木がありましたが、その木は伐採をしまして、真ん中に木の切り株が残っていますが、少し見た目がすっきりしています。依然とはとても圧迫された広場でした。

こういったスプリング遊具が1つだけおいてあるような公園や広場、緑地が市内に結構あります。本当に公園なのかと思われるような公園が結構市内には多数あります。

小山委員  
事務局

看板ないですもんね、ここ。  
そうですね。なので、わからないので素通りされたのではないかなと思います。

この前原やなぎ公園というところは、500平方メートル弱ですがけれども、比較的大きな公園で、遊具や防災倉庫も置いてある公園です。来園者数は1日20名程度です。東西に2カ所出入口があって、近隣住民の方の通り抜け、散歩で利用されている方の利用が多い公園です。

最後、前原町シラカシ緑地ですね。こちらは南北に通り抜けられる緑道となっているところです。

こういったところが密集している公園緑地となっております。先生方には、見に行かれていろいろな感想をお持ちだと思いますので、ご意見を伺えればと思っております。

以上です。

宮下副会長

ありがとうございました。それでは、利用者が多い公園、少ない公園、それぞれ何か感想なり、ご提案等ありましたら、ぜひよろしくお願い致します。

竹内委員

東京都の竹内です。いただいた表とグーグルアースをもとに行ったのですがけれども、前原一丁目第4子供広場にはたどり着けませんでした。それで、こういう100平方メートル以下の公園ですがけれども、多摩環境事務所の開発指導では、一定面積以上の開発を行う場合には緑地等の設置を義務づけております。義務づけてはおりますけれども、つくるときには確かに緑地は設けるのですが、開発してしまうと、なくなってしまうのですね。その後の担保ができていないので、こうして市が公園として管理していただけるのは非常にありがたいと思っております。

とは言いつつも、提供公園が市の負担になっているというのは多摩地区全市の共通の課題でございます。やはり小金井市だけじゃなくて、よその市とも連携しながら、情報交換しながら問題に取り組んでいってもらえればと思います。

宮下副会長      ありがとうございます。ほかにございますか。

小山委員      小山です。1つ思うのですが、住宅街の中にあると、なかなか管理が難しい部分があると思いますが、マンションに隣接している、細長いところというのは、マンションの植栽もあるので、一緒に維持管理をお願いできると、一番いいのかと思います。管理費はマンションの方で出してもらわないといけないかと思うのですが、公園、緑地を提供してもらう時に管理もお願いできると、より保全に繋がり、施行業者も提供するときに、提供する区画も考えて提供するのではないかと思うのです。そういうのが小金井市で義務づけられていればね。その義務づけまでができるかどうかというのは、法律のないところで、小金井市の条例でどれだけできるのかというのはあるかもしれないのですけれども、これから人口がどんどん減っていく中で、マンションがどれぐらい建つかというのはあると思いますが、マンションを建てる時には公園を提供してもらうが、その維持管理も一緒にお願いして地域貢献をしてもらうというふうなことが考えていけたらいいのかなという感想を持ったということだけ、ここで述べさせていただきます。

宮下副会長      はい。

串田委員      串田です。提供公園って、最初の発想は、緑地を確保するために、市の方でしっかり管理するから提供してくださいという形だと思います。ところが、考えてみると、普通の住宅の庭、これも緑の景観に非常に寄与していますけれども、維持管理なんかは何にもしてくれません。その人の持ち物で、自己責任でしっかりやらなきゃいけない。そうすると、これは条例等いろいろな検討の材料になるかもしれないけれども、先ほどから提供された公園に関しての負担の話がありましたけれども、提供されなくても、大規模住宅、マンション等を建てる時は、何%かの緑地を確保し、維持管理するというような考え、方向で物事が進むということは決して不可能ではないかなと思います。負担になる、負担にならないじゃなくて、もともとの発想を少し変えられたらいいかもしれません。そうやって緑地というふう考えたときには、マンションになるか宅地になるかはともかくとして、当然そこは基本的に農地だったわけです。ほぼ100%農地だったわけです。農地が減ったわけです。そのうちの何%が緑地として提供されても大した話じゃないという気がしてしょう

がないです。

ただ、市役所の担当課が違ったりするもので、緑と公園係に生産緑地の維持のことを幾ら言っても厳しいのかもしれませんが、ただ、つながっているということだけは考えていただきたい。

生産緑地の法に関しては、もうすぐ第1回目の期限が来ますよね。大量に生産緑地が減る。これは目に見えているわけです。これは多分、宅地になるのでしょう。今までぼつぼつと大きな農地にマンション建ったり、宅地化されてきましたけれども、一気に増えますね。もう二、三年後に迫っています。そういうようなことは、担当課を超えて緑地ということ考えないとすぐ期限が来て過ぎてしまうので、今回のテーマとはちょっと離れるかもしれませんが、先ほどの提供緑地ということ非常につながっている問題なので、何らかのことを考えていただけたらと思います。

以上です。

宮下副会長 その点はかなり全国的に危機感がありましたが、先ほど課長さんの説明にもあったように、300平方メートルで生産緑地に指定できるようにすると、もしかしたらそんなに減らないという希望もありますよね。ただ、基本的には減ってきますからね。それをどうするかというのはなかなか難しいところですね。

串田委員 多分、金額の問題だと思いますね。選択も適宜ね。これはしようがないですね。

渡辺委員 渡辺ですが、ちょっとご質問したいのですが、これは都市計画法なのか建築基準法かどちらかわかりませんが、例えば大規模マンションを開発するときに、周囲に樹木の緑地帯をつくる、あるいは開放空間をつくるという規則があると思うのですが、これは所有者が管理しているわけですが、この辺との違いはどういうことなのでしょうかね。私も昔、現役のころには建築基準法その他を勉強したのですが、最近ほとんどしていませんので、ちょっとわかりかねます。大規模マンションを開発したときに、周りに緑地帯をつくっていますね。最近のマンションを見ると、樹名板が結構つけてあります。木の名前を覚えるのに非常に勉強になります。その辺が法律的にどうなっているかがわかりかねます。

いずれにしても、小さい公園については、できるだけまとめて、お金をもらって、ほかに買ってつくりかえるのがベストかなという感じはします。100平方メートルや50平方メートルとか、この辺の公園は、当時の規則によって提供されたというところですが、利用上の価値があるかどうかは疑問には思っております。

緑と公園係長 事務局です。まず、法的な部分で言いますと、宅地開発要綱というものを市で基準としてつくっております、3,000平方メートル以上の開発につきましては、6%の公園緑地を市に帰属するという形になります。大規模マンション、中高層の建物に関しましては、1,000平方メートル以上から3,000平方メートル未満のものに関しては3%の自主管理公園を設置することになっています。

渡辺委員 自主管理公園ですね。

緑と公園係長 はい。3,000平方メートル以上については、6%以上の公園を市に帰属させるか、もしくは公園協力金という土地を提供するかわりにお金を支払うという制度もございます。また、環境配慮指針というものに基づいて、敷地面積から建築面積を除いた面積の20%以上を宅地内緑化するよという基準も設けております。

以上になります。

渡辺委員 わかりました。

竹内委員 東京都は自然保護条例で、市街化調整区域においては、3,000平方メートル以上の開発を行う場合には、一定規模以上の緑地を設けなくてはならないというふうにしています。ちょっと、その率は今わからないです。

渡辺委員 いいですよ。はい。

宮下副会長 調整区域ですね。

竹内委員 調整区域です。

渡辺委員 調整区域ですね。

宮下副会長 どうぞ。

渡辺委員 協力金というのをもらったことはありますか。

緑と公園係長 事務局です。公園協力金についても、いただいている案件はございます。

渡辺委員 わかりました。

緑と公園係長 ただ、公園整備した方が費用的には負担が少ないというお声も聞いておりました、協力金をいただくというケースは非常に少ないという状況でございます。

以上です。

渡辺委員 やっぱりそうでしょうね。

環境政策課長 その辺の考え方を見直すというのも1つの案だと思っています。

渡辺委員 そうですね。相手も大変ですね、維持管理。大変ですよ。

宮下副会長 他にございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最後に、ただいまの点以外でも結構ですので、何かご意見等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

では、ないようでしたら、事務局より何かございますか。

緑と公園係長 事務局です。次第の後ろの方につけていますが、今の委員さんの任期が3月に満了する形となっております、市民公募の枠4名ございます。その方たちについては、本日からお配りしている市報で新規に委員の募集をかけさせていただいております。それが募集要項として資料でつけさせていただいております。ご参考までにお話しさせていただきました。

次回につきましては、1月ごろ、素案を策定したものをご覧いただきまして、ご意見等をいただければと考えております。事前に事務局より日程調整させていただきますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

宮下副会長 それでは、以上をもちまして、本日の第2回小金井市緑地保全対策審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —